日本膝関節学会関節鏡技術認定制度細則 (膝)

第1章 技術認定申請方法

(技術認定申請書類)

第1条

技術認定申請者は次に定める書類、DVD または USB メモリなどを事務局に送付する。書類はすべて A4 判とする。

- (1) 関節鏡視下手術・技術認定申請書・履歴書(様式 1-1、1-2)
- (2) 関節鏡視下手術実績一覧表 (ただし eNOTE または JOANR 登録症例とする) (様式 1-3) 過去 5 年間に術者もしくは指導的助手として遂行した前十字靭帯再建術 50 症例および半月板縫合術 30 症例
- (3) 日本整形外科学会専門医認定証(写)
- (4) 関節鏡視下手術関連業績目録一覧(様式 1-4)
- (5) 関節鏡視下手術・技術認定制度 DVD 審査添付用症例レポート(様式 1-5)
- (6) 申請者の関節鏡手術技術を保証し得る者1名の推薦証明書(様式1-6)
- (7) 術後膝 2 方向単純 X 線像のコピー (審査動画症例の 1 症例)
- (8) 患者承諾書(様式1-7)
- (9) 技術認定制度委員会が認める関節鏡視下手技に関する教育セミナー参加証明書類(写し) * 申請に必要なセミナーは別途技術認定制度委員会で定める。
- (10) 術者として最近5年以内に行った関節鏡視下手術のDVD またはUSBメモリ(未編集画像)
- (11) 申請料 3 万円の銀行振込の利用明細のコピー (様式 1-8)

(申請に必要な症例数)

第2条

申請者は過去 5 年間に術者または指導的助手として遂行した、相互に重複しない関節鏡視下前十字靱帯 (ACL)再建術 50 症例および半月板縫合術 30 症例、合計 80 症例の手術実績一覧と、そのうち術者として執刀したACL再建術 20 症例、半月板縫合術 20 症例の手術記録のコピーを、患者氏名を伏せて提出する。なお、ACL再建術+半月板縫合術症例は、ACL再建術または半月板縫合術症例のどちらかにカウントする。

2. 1症例を2名以上の複数の申請者の症例として用いることはできない。

(技術認定審査料)

第3条

審査料は3万円とし、銀行振込で事務局に払い込む。

2. 審査に合格しない場合でも、審査料は返却しない。

(DVD または USB メモリ)

第4条

提出 DVD または USB メモリは申請者が術者として執刀した関節鏡視下手術の一時停止をしない連続した 未編集画像を提出する(ただし関節外操作の部分は除いてよい)。

- 2. DVD または USB メモリには、手術術式名、手術収録時間を明記する。 DVD または USB メモリが 2 本以上 になるときは No.1 または No.2、などと明記する(またはシールを貼付する)。 申請者氏名は記入しない。 動画の中で所属施設がわからないように記録する。
- 3. 動画の提出には患者の承諾を必要とする。また、提出された動画は教育研修用に使用する可能性がある。
- 4. 提出された DVD は申請者に返却しない。
- 5. 提出された DVD は審査後、教育研修用以外には使用しない。

第2章 技術審査委員選出方法

(技術審査委員申請書類)

第5条

技術審査委員に応募する際に提出する書類は、以下の各号に定めるものとし、すべて A4 判とする。

- (1) 技術審査委員応募書·履歴書(様式 2-1)
- (2) 関節鏡視下手術実績一覧(様式 2-2)
- (3) 関節鏡視下手術関連業績目録(様式 2-3) 抄録・別刷りのコピーを添付する。
- (4) 技術認定制度委員会が認める関節鏡視下手技に関する教育セミナーでの教育実績一覧と参加証明書 (様式 2-4)

第3章 技術認定(動画)審査の具体的方法

(判定方法)

第6条

動画の審査結果が、技術審査委員2名とも合格のとき、技術認定を取得できる。

2. 2 名の審査結果が異なるときは、技術審査委員会において審査し、その判定に従う。

(動画の審査方法)

第7条

動画の審査は、技術認定採点シート(別紙)に準拠して行う。

(審査結果の通知)

第8条

審査結果は、採点シートを添付して申請者に通知される。

第4章 その他

(技術認定登録料)

第9条

合格者は登録料2万円を銀行振込で事務局に払い込む。

(発 効)

第10条 本細則は、令和5年6月26日に発効する。